



議案第十九号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項を次のように改める。

2 前項の単位当たり共済金額は、共済目的の種類ごとに、法第百六条第五項の規定により主務大臣が定められた二以上の金額のうち最高額の金額と同額とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三十条関係）

農作物共済の共済金額及び共済掛金率表

共済目的	料率地域区分	地域	キロ当り共済金額	地域基準共済掛金率	同上の負担区分
大谷・福山・吉原・俵原・福本・三軒屋・中津・木地山・太郎田・曹源寺・柿谷・福吉・合谷	地		二八一円	三・五%	国庫負担率 一・八八四〇% 農家負担率 一・六一六〇%



附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

別表第二春蚕繭の項中「二九〇〇〇円」を「四三〇〇〇円」に、同表初秋蚕繭の項中「二五〇〇〇円」を「三三〇〇〇円」に改める。

麦	水 稻	
	3	2
町 内 全 域	高橋・森・今泉・本泉・福田・ 牧・久原・下西谷・波伯山・三朝・ 鎌田・岩本・粟小鹿・砂原・山田	横手・湯谷・余戸・恩地・助谷・ 大柿・田代・吉田・笏賀・下谷・ 若宮・西小鹿・井土・成・鉛山・ 穴嶋・神倉・坂本・片柴・吉尾・ 大瀬・赤松・加谷・上西谷・ 下畑・実光・小河内
一六二	二八一	二八一
一〇二	一一二	一八
六三五四六	〇六二八八	〇九四三二
三八四五四	〇五七一二	〇八五六八